

# 徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録規程

## (総 則)

第1条 本規程は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程（以下「県協議会規程」という。）第6条第2項に基づき、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

## (目 的)

第2条 登録は、県協議会規程第2条に則り、同規程第5条第2項の加盟クラブ（以下「加盟クラブ」という。）が総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に登録することを目的として行うものとする。

## (登録申請)

第3条 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ加盟クラブ単位で申請する。

## (登録審査)

第4条 県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

## (登録認定)

第5条 県協議会は、前条に定める登録審査を経て、全国協議会から認定証が発行された加盟クラブに対し、登録クラブとして登録認定を行う。

2 登録認定については、別に定める。

## (有効期間)

第6条 登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

## (登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については別に定める。

## (権 利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際は、「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ SC マークの使用に関する規程」を遵守すること。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 県協議会は、第5条に定める登録認定を行った登録クラブから登録料を受領するものとする。

2 登録料は、全国協議会登録規程第10条に定める額とする。

(処 分)

第11条 県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める登録クラブ処分細則（以下「処分細則」という。）に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、処分細則に基づき当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき県協議会が取得した個人情報の取扱いについては、「公益財団法人徳島県スポーツ協会個人情報保護方針」を遵守する。

(改 定)

第13条 本規程は、県協議会総会の議決により変更することができる。

附 則

本規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 本規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）に係る登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までとする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長を可能とし、この場合、延長した期間（令和5年11月1日から令和6年3月31日）に係る登録料は2,000円とする。

3 令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）に係る登録クラブについては、第6条の有効期間を令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とし、この場合の登録料は2,000円とする。

4 本規定に定める登録クラブは、全国協議会登録認定細則において令和6年3月末日までは登録クラブを予備登録とすることから、令和6年3月31日までは予備登録クラブと読み替えることとする。